

保険料の減免について

次のような要件に該当する方は保険料の減免の対象になる場合があります。

区分	概要	要件	減免対象
災害による著しい損害	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。	災害等により家屋等について 20%以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く実質損害額。ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。）をこうむったとき。	災害等発生後 12 月分の保険料
世帯主の死亡・長期入院等による収入減少	被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。	次の要件の全てに該当するとき。 ① 当該年中の収入見込額が単身世帯で 185 万円（複数人世帯は一人当たり 85 万円を加算）以下であること。 ② 対象となる理由があること。 ③ 世帯主の当該年中の所得見込額が前年の所得額の 70%以下（所得減少率が 30%以上）であること。	申請日以後に到来する納期限にかかる保険料額に減免割合を乗じた金額。（ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。） 減少割合により、均等割額及び所得割額の減免額を算出
世帯主の事業の休廃止等による収入減少	被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	※当該年中の所得見込額には、雇用保険法の規定による給付、遺族年金等非課税収入及び預貯金を加算する。	
世帯主の農作物等の不作による収入減少	被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。		
給付制限	刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。	同左	1 月を超えて給付制限を受ける者に係る給付制限期間の保険料
生活保護	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活保護を受けることとなったとき。	同左	生活保護開始後に納期限が到来する保険料
その他	その他広域連合長が認める特別な場合		